

## 新たな電子申請システム NICE WEB 申請システム導入のお知らせ

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和4年7月1日(金)より、NICE WEB申請システム(以下「NICE」という)を導入し、新システムによる電子申請の受付をスタートいたします。

このため、従前より MARCS システムによる電子申請をご利用のお客様につきましては、新システムの運用に併せて MARCS からのお切り替えが必要となります。お切り替え手続きにつきましては、後日、改めてご案内いたします。

なお、「NICE」による電子申請においても、4号建築物等小規模な建築物の建築確認につきましては、一定条件のもと、申請当日に確認済証を発行いたします。

この機会に是非、電子申請をお試しください。

## NICE の概要

「NICE」による電子申請は、確認申請書等の情報を WEB 上で直接入力し、設計図書等は PDF データを添付することで行います。

「NICE」の特徴、申請可能な業務及び利用上の注意点等につきましては、別紙の「NICE WEB 申請システムの概要」をご覧ください。

## NICE における確認済証の即日発行

「NICE」による電子申請において、確認済証の即日発行を受けるには以下の条件があります。

- 1. 新築工事で消防同意の必要がない申請であること
- 2. 営業日の10時までに申請され、かつ訂正等がない申請であること
- 3. 紙面による許可書等の原本照合が必要ない申請であること ※許可証等: 建築基準法関係規定の許可・認定及び適合を証する書面(例: 都市計画法施行規則第60条適合証明)等
- 4. 行政への事前照会が必要ない申請であること
- 5. 構造計算書の添付が必要ない申請であること
- 6. 天空率による特例の適用がない申請であること